

(平成23年7月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認福井地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	3 件
国民年金関係	2 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年11月から48年2月までの期間及び48年11月から49年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和15年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和47年11月から48年2月まで
② 昭和48年3月から同年10月まで
③ 昭和48年11月から49年3月まで

私は、昭和48年3月にA社に入社し、厚生年金保険に加入したが、既に参加していた国民年金の保険料を知らずに納付していたところ、別の会社に再就職した際に事務担当者から厚生年金保険に加入すると国民年金に加入できないことを知らされ初めて知った。当時は、義母に現金を渡して国民年金保険料を納めてもらっていたので、納付記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①、②及び③は、合計して17か月と比較的短期間であるとともに、申立人は、国民年金被保険者期間のうち、保険料納付を開始した昭和42年1月以降の期間について、申立期間並びに62年7月及び同年8月を除き国民年金保険料を全て納付している。

また、申立人の特殊台帳を見ると、申立期間当時の被保険者資格の得喪記録は、昭和47年11月1日の資格再取得は49年12月に、48年3月1日の資格喪失及び同年11月1日の資格再取得は50年1月にそれぞれ社会保険事務所（当時）から社会保険庁（当時）に進達されたものと考えられ、この時点を前提に納付方法をみると、申立期間①及び③については、過年度納付することが可能であったと考えられる。

さらに、申立人の国民年金保険料を納付していたとする申立人の義母については、国民年金制度が発足した昭和 36 年 4 月から 60 歳到達により被保険者資格を喪失するまでの国民年金加入期間に未納は無い上、申立期間当時は、定額保険料及び付加保険料を納付していることが確認でき、義母の保険料納付意識は高かったものと考えられることから、申立期間①及び③に係る過年度保険料を納付したものとみても不自然ではない。

加えて、申立期間①に近接する昭和 43 年 3 月から 44 年 12 月までの期間の一部が被保険者資格の得喪記録が誤っていたとして年金事務所において、無資格期間から納付済期間に記録が平成 22 年 11 月 15 日に訂正されており、行政機関の記録に不備があったことが認められる。

一方、申立期間②については、オンライン記録により国民年金の未加入期間であることが確認でき、このことは、申立人に係る市町村国民年金被保険者納付記録票（電算記録）及び特殊台帳の記録とも一致しており、制度上、申立人の義母は、保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらないほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムで縦覧検索したが該当する記録は無く、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間②の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 47 年 11 月から 48 年 2 月までの期間及び 48 年 11 月から 49 年 3 月までの期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年4月から5年1月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和46年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年4月から5年1月まで

平成5年4月に就職した際、会社から「学生時代の国民年金保険料が未納になっている場合は、必ず納付すること。」と言われた。学生の時は、国民年金の加入手続を行っておらず、保険料も納付していなかったため、母親に頼んで国民年金の加入手続及び未納となっている保険料を納付してもらった。申立期間が未納になっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は10か月と短期間であるとともに、申立人は、国民年金加入期間の保険料について、申立期間を除き全て納付している。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料を納付したとする申立人の母親については、国民年金手帳記号番号が、国民年金制度施行前の昭和36年3月に払い出されており、国民年金加入期間の保険料を全て納付していることから、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人は、平成5年4月に就職した際に、会社から「国民年金保険料が未納になっている場合は納付すること。」との指示を受け、国民年金への加入手続及び保険料納付を母親に依頼したと主張しているところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、この頃に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できる上、申立期間前後の保険料については、同年11月以降、複数回にわたって、順次、過年度納付していることがオンライン記録により確認でき、申立人の母親の納付意識の高さを踏まえると、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所（当時）に届け出た標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額の記録を41万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和55年10月1日から56年6月1日まで
私は、昭和51年8月1日から56年5月31日までA病院においてB科の常勤医師として勤務していた。ねんきん定期便を見たところ、当該勤務期間全ての標準報酬月額が32万円となっているが、55年10月1日に標準報酬月額の上限が41万円に改定されたことに伴い、私の標準報酬月額も当該上限額に改定されているはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断理由

申立人のA病院に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、昭和55年10月1日の定時決定における標準報酬月額は、32万円と記録されている。

しかしながら、申立期間当時、申立人と同じB科部長であった同僚の給料明細表（昭和54年1月分から56年12月分まで）を見ると、当該定時決定の算定基礎届に係る報酬月額は、41万円を超えていることが確認できるところ、当該同僚及び社団法人Cにおいては、当該同僚と申立人は、医師としての経験年数が同一で、ともにB科部長であったことから、申立期間当時の年収は、両者ほぼ同じであったと考えられる旨を供述している。

一方、「厚生年金保険法の一部改正に伴う標準報酬の改定等の取扱いについて（昭和55年10月31日庁保険発第20号）」によると、昭和55年10月から標準報酬月額の最高等級等が引き上げられたことを受けて、当該措置に該当する者については、社会保険事務所が把握する報酬月額に基づいて標準報酬月額の改定を職権で行うこととされているところ、申立人及

び複数の同僚の供述により、昭和 55 年 10 月当時に A 病院で同僚であったとする常勤医師の健康保険厚生年金保険被保険者原票を見ると、その全員（55 年 10 月 1 日の定時決定に係る算定基礎届に関係のない者を除く。）について、同年 10 月 1 日から適用された標準報酬月額の上限改定に基づき標準報酬月額が 32 万円から 41 万円に改定されていることを踏まえると、申立期間当時、申立人の標準報酬月額について、社会保険事務所が事務処理を誤った可能性がうかがわれる。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、41 万円の標準報酬月額に相当する報酬月額を届け出たものと認められることから、申立人の申立期間に係る標準報酬月額を 41 万円に訂正することが必要である。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 3 月から 48 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 3 月から 48 年 3 月まで

私は、昭和 46 年*月頃に両親に勧められて国民年金の加入手続きを行い、保険料は自宅に来た町内の集金人に納付したはずであり、申立期間が未納となっていることに納得できないので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 46 年*月頃に両親の勧めにより、国民年金の加入手続きを行い、申立期間の国民年金保険料については、自宅に来ていた集金人に納付したとして申し立てている。

しかしながら、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 48 年 4 月 19 日に払い出されており、20 歳に到達する 46 年*月*日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認でき、この払出日を前提に納付方法をみると、申立期間のうち昭和 46 年度以前の保険料は、過年度分であることから集金人に納付することができず、国庫金納付書により金融機関等で納付することとなるが、申立人からは当該納付方法に関しての具体的な供述は得られず、申立期間の保険料をまとめて納付したとの主張も無い。

また、申立人に係る A 町の国民年金被保険者名簿において、申立期間の保険料が納付された記録は無く、このことはオンライン記録の納付記録とも一致しており、行政機関の記録に不自然な点はみられない。

さらに、オンラインシステムにより、申立人の氏名について複数の読み方で検索したが、該当する記録は見当たらないほか、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより、B 県内全域について「C (申立人名)」及び「D (申立人名)」を検索したが、申立人の氏名は確認できないなど、

別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

福井厚生年金 事案 480（事案 8 及び 144 の再申立て）

第 1 委員会の結論

申立人は、申立期間①から⑤までについて、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第 2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 48 年 3 月 1 日から 50 年 1 月 9 日まで
② 昭和 50 年 3 月 12 日から同年 12 月 21 日まで
③ 昭和 51 年 3 月 9 日から同年 12 月 30 日まで
④ 昭和 52 年 3 月 10 日から 56 年 1 月 7 日まで
⑤ 昭和 56 年 3 月 19 日から 57 年 2 月 20 日まで

申立期間①から⑤までについて、平成 20 年 7 月 31 日に年金記録に係る確認について再申立てを行ったところ、21 年 7 月 1 日付けで記録訂正不要の通知を受けた。

私は、A 社に申立期間①から⑤までの間、継続して勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたことを覚えており、前回の審議結果は納得できるものではない。今回、私が当時厚生年金保険料を納付していたことを証言してくれる人がいるので再度調査をしてほしい。

第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が A 社に勤務していたことは、B 町商工連合会長発行の 10 年勤続表彰状などから認められるが、申立人は、申立期間の大部分である昭和 48 年 11 月 1 日から 57 年 3 月 1 日までは、国民年金に加入していること、ii) 雇用保険の加入記録によると、当該事業所において季節的労働等による離職及び資格取得をしばしば繰り返しており、複数期間において失業給付を受給していることなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 19 年 12 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、その後、申立人は、新たな資料として当該事業所の元事業主の妻の証言が得られたとの申立てがあったが、証言者から申立人の厚生年金保険料の控除を示す証言は得られない上、申立期間当時の同僚に対する調査においても、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらず、その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、再申立てについても既に当委員会の決定に基づく平成 21 年 7 月 1 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、保険料控除を示す情報として新たに当該事業所の元専務の妻から証言が得られたとして再申立てを行っている。

しかし、当該証言者は、「以前に申立人から厚生年金が掛かっていると聞いたことはある。」旨を供述しているものの、厚生年金保険料の控除を示す証言は得られない上、申立人が名前を挙げた同僚に対する調査においても、申立人が申立期間において厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

その他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間①から⑤までに係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年3月頃から59年7月頃まで

私は、昭和57年3月から59年7月まで、A社に勤務し、厚生年金保険料を給与から控除されていたと思うので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

複数の同僚の供述から、申立人は、申立期間当時、A社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、申立てに係る事業所の元取締役は、「申立人は、当時、身体の状態が悪く普通の勤務ができる状態ではなかった。しばらく出勤すると、しばらく休むといったような勤務状態で、アルバイト的な雇用形態であった。」と供述している上、当該事業所の元同僚も「申立人は、1日中勤務している日もあったが、休暇を取っている日も多々あったと思う。」と供述している。

また、当該事業所の元取締役は、「事業主は既に死亡しており、当時の関係資料の保存も無く、申立人の保険料控除については不明である。」と供述しているほか、同僚からも厚生年金保険の適用及び保険料の控除について、具体的な供述が得られなかった。

さらに、申立人の国民健康保険の加入状況を見ると、申立人は、申立期間当時は国民健康保険の被保険者となっていることが確認できる上、申立人の主治医に照会したところ「申立人に係る昭和57年から59年の診療録を見ると、申立人は、国民健康保険で受診している。」と回答している。

加えて、申立人は、当時国民年金の障害年金を受給しているところ、申

立期間は、申立人が国民年金の障害等級2級に該当していたことに伴う国民年金保険料の法定免除期間とされている上、当該期間の保険料については、平成3年6月27日に追納していることがオンライン記録において確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

福井厚生年金 事案 482 (事案 62 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 32 年 7 月 21 日から 34 年 2 月 12 日まで
② 昭和 34 年 2 月 12 日から 38 年 4 月 10 日まで
③ 昭和 38 年 4 月 10 日から 41 年 6 月 1 日まで

私の脱退手当金が支給されたとする昭和 42 年 12 月当時は、生活も安定しており、私自身は、脱退手当金の制度を知らなかったもので、請求するはずもなく、受け取った覚えも無い。

今回、当時の元同僚から、事業主が脱退手当金を不正受給していたとの話を聞き、私の脱退手当金についても、事業主から事情を聴取すれば全てが分かると思うので、再申立てを行う。

第3 委員会の判断の理由

前回、申立期間に係る申立てについては、i) 申立人の健康保険・厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を支給したことを表す「脱」表示が記載されているほか、申立人が勤務していた事業所の健康保険厚生年金保険記号番号順索引簿で、昭和 39 年 4 月から 43 年 3 月の間に資格喪失した者 39 名の脱退手当金の支給状況を確認したところ、4 名に脱退手当金の支給決定がなされており、この支給決定記録のある 4 名のうち 3 名の被保険者原票に「脱」表示が記載されていること、ii) 申立期間の脱退手当金支給額は法定支給額と 269 円相違しているものの、この理由については、担当者が支給額を計算する際、健康保険厚生年金保険被保険者名簿を照合せずに、被保険者原票に基づき計算したことによるものと考えられ、これをもって脱退手当金を受給していないことをうかがわせる周辺事情には至らないこと、iii) 申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱

退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 11 月 19 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立期間の事業所の元同僚から「社員の多数の人がやられた。自分もやられた。」と、事業主による脱退手当金の不正受給に係る話を聞いたので、自身の脱退手当金も事業主に不正受給されたとして再申立てを行っている。

しかしながら、当該元同僚は、男性であるところ、申立期間当時は 60 歳未満であることから脱退手当金の支給要件を満たしておらず、オンライン記録を見ても脱退手当金が支給された記録は確認できない上、「当時、私は、脱退手当金の制度が有ったことを知らなかった。会社の経営状況が悪く、それで大変だった記憶は有るが、私の厚生年金保険の記録は継続している。」と供述しており、申立内容とは符合しない。

また、申立人は、「当時の事業主に事情を聴取すれば全て分かるはずである。」と申し立てていることから、当時の事業主に、複数回にわたり、申立人に係る脱退手当金について確認したが、事業主は「申立人のことは知っているが、当時は、脱退手当金制度について承知しておらず、不正受給を行ったことも無い。」と供述している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿等で確認できる厚生年金保険被保険者 290 名において、同社を最終事業所とする脱退手当金の支給記録が有る 4 名（申立人を除く。）については、脱退手当金支給決定後、厚生年金保険の加入記録は確認できず、脱退手当金支給記録に不自然な点は見られないほか、複数の元同僚の供述、照会結果からも申立人が申し立てている事業主による脱退手当金の不正受給をうかがわせる事情は確認できない。

ところで、年金記録確認第三者委員会は、「年金記録に係る申立てに対するあっせんに当たっての基本方針」（平成 19 年 7 月 10 日総務大臣決定）に基づき、公正な判断を示すこととしており、判断の基準は、「申立ての内容が、社会通念に照らし『明らかに不合理ではなく、一応確からしいこと』」とされている。

脱退手当金の申立事案は、年金の記録には脱退手当金が支給されたことになっているが申立人は脱退手当金を受け取っていないというものである。脱退手当金が支給される場合は、所定の書面等による手続が必要とされているが、本事案では保存期間が経過してこれらの書面等は現存していない。それゆえ、脱退手当金の支給を直接証明づけられる資料が無い下で、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾が存しないか、脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる事情が無いかなどい

ゆる周辺の事情から考慮して判断をしなければならない事案である。

本事案では、年金の記録の真実性を疑わせるような記録内容の不自然な矛盾は見当たらず、申立人の健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する表示が記されていること、支給額に計算上の誤りはあるが原因が明確なことから、むしろ脱退手当金が支給されていることをうかがわせる周辺事情が存在し、一方で申立人が脱退手当金を受け取っていないことをうかがわせる周辺事情が見当たらない。

したがって、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和26年10月20日から29年11月26日まで
A社を昭和29年11月に退職したが、当時、脱退手当金制度を知らなかったため、自ら脱退手当金を請求・受給することはあり得ない。今回、確認はがきが届いたので年金記録を確認したところ、脱退手当金の支給記録があることを初めて知ったが、脱退手当金をもらった記憶は無いので、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が勤務していたA社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている女性のうち、厚生年金保険被保険者資格の喪失日が申立人の前後3年程度であって、2年以上の被保険者期間のある者35人について、脱退手当金の支給記録を確認したところ、申立人を含む7人に脱退手当金の支給記録が確認でき、申立人については、資格喪失日から約2か月後に、残る6人については、資格喪失日から4か月以内に、それぞれ支給決定されていることが確認できる上、当該支給記録のある者のうちの一人は「脱退手当金制度については入社当時から知っていた。また、会社からも説明を受けていたので、会社を退職する時に脱退手当金の請求を会社に委任した。」と具体的に回答していることを踏まえると、申立人についても、その委任に基づき事業主による代理請求がなされた可能性を否定できない。

また、申立期間に係る脱退手当金は、昭和30年1月26日に支給決定されているところ、当時は通算年金制度創設前であり、20年以上の厚生年金保険被保険者期間がなければ年金は受給できなかったこと、及び申立人は、申立期間の事業所を婚姻のため退職し、その後、厚生年金保険の加入記録

が無いことを考え合わせると、当時、申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはいかがえない。

このほか、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 59 年 8 月 27 日から同年 10 月 1 日まで
私は、A社を退職した後、姉の紹介でB社に入社し、昭和 59 年 8 月 27 日から平成 12 年 12 月 29 日まで継続して勤務していたので、申立期間について厚生年金保険の被保険者記録が無いことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人及び複数の同僚の供述から、申立人が申立期間当時、B社に勤務していたものと考えられる。

しかし、同社から提出のあった健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書を見ると、申立人は昭和 59 年 10 月 1 日付けで当該被保険者資格を取得していることが確認できるほか、同社の事業主は、「提出した資料以外に申立期間当時の資料は既に廃棄処分しているため不明であるが、申立期間当時は、本人の技能及び勤務態度により、1 か月から 3 か月程度の試用期間を設けており、社会保険等への加入時期は従業員ごとに判断していた。申立人については、当社における入退社が複数回になるため、1 か月程度の試用期間を設けたと考えられ、社会保険に加入していない期間の厚生年金保険料は給料から控除していない。」旨を回答している。

また、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人の前後に資格取得している者のうち、連絡先が判明した同僚 15 人に対して、入社時期等について聴取したところ、回答のあった 14 人の同僚のうち 7 人については、記憶している入社日又は雇用保険の資格取得日から 1 か月以上（最長 14 か月）経過した後に厚生年金保険被保険者の資格を取

得している状況が確認できるほか、申立人と仕事内容が同じと認められる複数の同僚から、試用期間が経過するまでは健康保険証を渡されず、当該期間中については、給与から保険料を控除されていなかったとの供述が得られたことから、申立期間当時、事業主は、従業員の採用後、一定期間経過後に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っており、当該期間中は給与から保険料を控除していなかったものと考えられる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 11 月 21 日から 57 年 5 月 3 日まで

私は、昭和 56 年 11 月から、A社で勤務していたが、厚生年金保険の資格取得日が 57 年 5 月 3 日となっているので、私の年金記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和 56 年 11 月に、A社に入社したと申し立てている。

しかし、オンライン記録によると、同社は、平成 18 年 8 月 11 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっていることが確認できる上、当時の事業主は既に死亡しているため、申立期間における申立人の勤務実態及び厚生年金保険料控除の有無について確認することはできない。

また、同社の元同僚 34 人に対し照会を行ったところ、11 人から回答があったが、申立期間における申立人の勤務実態及び給与から厚生年金保険料が控除されていたことについて、具体的な供述を得ることはできない。

さらに、上記元同僚 11 人のうち 7 人は、同社には入社後 3 か月から 6 か月程度の試用期間があり、その間は厚生年金保険には加入していなかった旨の回答をしていることから、申立期間当時、事業主は、社会保険の加入について従業員ごとに異なった取扱いを行っていたことがうかがえる。

加えて、申立人の同社における雇用保険の被保険者資格取得日は、昭和 57 年 5 月 3 日と記録されており、厚生年金保険の被保険者資格取得日と一致していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。